

# 二〇一九年度 福山市政に対する要求書

日本共産党福山市議会議員団

村井	明美
高木	武志
土屋	知紀
河村	晃子

二〇一八年十二月二十八日

福山市長 枝廣 直幹 様

## 二〇一九年度福山市の予算編成を市民の命・くらし・福祉最優先に

- 10月2日、第4次安倍改造内閣が発足しました。安倍首相は、自民党改憲原案を国会に提示することをもくろんできましたが、全国津々浦々からの反対の声、そのもくろみを防いでいます。日本国憲法と立憲政治を踏みにじり、戦後73年間継続してきた戦争をしない国の根幹を捻じ曲げ、日本社会と地方自治体のありようを根底から覆す暴挙は、断じて認められません。福山市は、国に対して日本国憲法の遵守を強く求めるとともに、地方自治法を遵守し、非核平和の行政をつらぬくことを強く求めます。
- 国に対し、来年10月からの消費税10%への引き上げは、断じて行わないことを強く要請することを求めます。2019年度国家予算案は、一般会計で101兆4564億円に上り、軍事費の異常な突出ぶりと、国民の暮らしを支える社会保障費を容赦なく抑え込む姿勢がいよいよ際立っています。毎年増額を続けてきた軍事費は5兆2574億円と過去最大を更新する一方、社会保障費の「自然増分」は大幅に削減し、19年度は1200億円、安倍政権の7年間で4兆2720億円もの削減となります。生活保護をはじめとする社会保障破壊は、憲法25条の生存権保障などに完全に逆らうものです。国民生活を置き去りにして、軍拡を推進し、大企業を優遇する安倍暴走政治から47万市民の命とくらしを守る地方自治体の役割を發揮することを強く求めます。
- 国は、地方創生の名の下に、財政措置で誘導し、連携中枢都市圏構想を進めさせ、実質的な道州制の突破口を開こうとしています。福山市は、地方交付税削減の仕組みづくりである国のトップランナー方式に率先して手を挙げ、連携中枢都市圏構想の推進と行財政改革にまい進していますが、今こそ住民福祉の実現を本務とする地方自治体の役割を發揮できる体制づくりを進めることを求めるものです。立地適正計画で、周辺部の行政サービスを縮小するのではなく、地方自治体の自立性と独立性を發揮し、周辺部に至るまで、きめ細やかな住民サービスが行き届く手立てを行うことを求めます。
- 大災害時代の到来と言われる今日、不要不急の大型公共事業は取りやめ、命最優先で急傾斜地対策、公共施設の耐震改修など、防災減災のまちづくりの推進に切り替えることを求めます。2018年度末約200億円の財政調整基金、総額約400億円余の基金は、有効活用し、防災、暮らしの向上、福祉拡充、豊かな教育の推進、快適な住環境整備促進に予算配分の重点をおくことを求めます。
- 福山市は、市幹部と市職員労働組合幹部が協議する「自治体改革推進会議」を設置し、異常なまでの労使協調路線を進めてきましたが、今日なお、同様の仕組みを持つ「市民サービス向上意見交換会」で、主要な施策を取り決めていきます。このあり方は、地方自治体の主体性を損なうと同時に、労働組合の団結権や労働権も侵すものです。地方自治体の独立性を回復し、法令法規を厳守した公正・公平な市政の執行を鋭意進めることを求めます。また、同和行政は終了したにもかかわらず、未だ部落解放同盟への団体補助金や福山市人権交流センター内に「部落解放同盟福山市協議会」の事務所を無償貸与するなどの特別扱いを続けています。キッパリ廃止し、同和行政終結を内外に明確に示すことを強く求めます。

## 総務委員会

### 地域活性化を進め地方自治の拡充を

○福山市が進めている連携中枢都市圏構想は、地方への財政支出削減、行政サービスの縮小、集約化を図る地方再編、道州制につながるものであり、推進しないこと。

- 1、基本計画、実施計画について、市民も参加し、意見が述べられるようにすること。
- 2、国に対し次の事を求めること。

① 全国市町村会や全国市町村議会議長など地方から反対の声が強い道州制の導入は行わないこと。

② 地方交付税制度を守り、地方財源を確保する事。政府は、危機対応モードから平時モードへ切り替えを進めていくとしています。しかし、度重なる自然災害や南海トラフ地震などへの防災対策、不況や増税などで立ちいなくなる事業者や住民のくらしと雇用への支援、学校や道路など老朽化したインフラの整備など地方自治体の役割が十分発揮されるようしつかりと支援することを求めること。

③ 「集約化」による新たな地方切り捨て政治は行わず、自治体の子育て支援、若者の仕事確保と定住促進への財政支援を実施するように求めること。

④ 地方交付税の特例措置の終了にともなう新たな財源措置が14年度から一部実現しましたが、政府の責任で必要な財政需要に即した財源措置を確保するように求めること。

- 3、居住の自由を侵す立地適正化計画は、撤回すること。

### マイナンバー制度について

○総務省は、当面「特別徴収税額の通知書」にマイナンバーを記載しない方針を各都道府県の市町村担当課に事務連絡したとのことです。総務省に対し、制度の中止を求めること。

○マイナンバーカードを使った「ばらのまち福山ポイント」など地域経済応援ポイント活用事業は中止すること。

○マイナンバーについては、その記載がなくても不利益が生じないことを市民に周知すること。

○マイナンバーの危険性を市民に十分周知し、3分野事業以外には拡大しないこと。合わせて市民から預かった情報や職員などの情報管理を厳格に行い、情報流出を防ぐこと

### 国保行政について

○国保の広域化について

- 1、医療水準を加味しない統一保険料は、そうでない場合と比べ高くなります。医療水準を反映した試算も行うよう県に求めること。

2、国のガイドラインは、技術的助言であり、「都道府県国民健康保険運営方針」に保険料賦課決定権限及び予算決定権限はこれまで通り市町村にあることを明記するように求めること。

- 3、県に対し、次のことを申し入れること。

㊦ 一般会計からの法定外繰り入れについて、削減・解消の義務付けや期限設定をせず、市町村の自主性を尊重すること。

㊧ 国の財政安定化基金は、市町財政及び保険税の負担増とならない運用ルールとすること。

㊨ 国の財政基盤強化のための支援は、一般会計繰入金の解消のためではなく、保険料軽減のために活用し、医療費削減の手段としないこと。

㊩ 市町へ補助をおこなうこと。

- 4、都道府県化になっても、一般会計からの法定外繰り入れを行うこと。

○高すぎる国保税を引き下げること。

1、 国庫負担率を元の45%に還元するよう政府に求めること。

2、 国保会計の黒字や国保基金は、国保税引き下げの財源とし、国保税を少なくとも世帯あたり一万円引き下げること。

3、 一般会計からの繰り入れを大幅に増額し、国保税の引き下げや申請減免の財源に充てること。

4、 保険税の賦課方式について、応益割合は低くし、応能割合を高め、累進性を高めること。

5、 現在の保険税賦課計算では、滞納見込み分をあらかじめ、納付見込み分に上乘せするため、保険税が割高となる仕組みです。滞納分は、納付者の責任ではありません。滞納分は、一般会計からの繰り入れで補てんすること。

6、 国に対し、子どもの医療費助成制度などによる福祉波及分の減額措置は行わないよう求めること。

○資格証明書や短期被保険者証は、発行せず保険証を交付すること。

○国保についても、傷病手当及び産前産後の出産手当金を出させるように政府に求め、当面福山市として実施すること。少なくとも、必要な予算についての試算を行うこと。

○国保税滞納者への人権を無視した強権的な取り立ては行わないこと。生活実態をよく聞き、親身に対応する相談・収納業務を行うこと。

○国保税の滞納分について、差押えは行わないこと。

滞納処分は、生活を著しく窮迫させる恐れについて、徴収法基本通達で「生活保護の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になる恐れ」と規定しており、金額的基準に基づき、モデルケースに該当すると思われる国保税未納者を調査し、執行停止の扱いを行うこと。

○特定検診の受診率向上計画をつくり、がん検診と合わせ受診者数を増やすこと。

○軽減制度について

(ア)多子軽減制度を拡充すること。

(イ)一部負担金を、子どもは無料に、現役世代は2割に、高齢者は1割に引き下げること。

(ウ)減免制度は、生活保護基準の130%までに拡充すること。

(エ)減免適用は、一時的な所得減少にとどまらず、保護基準以下の低所得者も対象とすること。

(オ)18歳未満の子どもは、国保税「均等割」の対象にしないこと。

### 後期高齢者医療制度について

○後期高齢者医療制度は、直ちに廃止し、老人医療保険制度に戻すよう政府に求めること。

○短期保険証の発行は行わないこと。

○医療費の2割負担、3割負担は取りやめ、全ての高齢者の窓口負担を1割とするよう、国に求めること。

○保険料の滞納分の差し押さえは行わないこと。

○保険料の「特例軽減」の継続を国に強く求めるとともに、広島県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けるよう、広島県後期高齢者医療広域連合に求めること。

○高額療養費及び葬祭費の申請勧奨を徹底し、支給漏れをなくすこと。

○65歳以上の市民への助成制度を設けること。

## 公有地・公共施設について

- 私有地の安易な売却は行わず、地域住民の要望などを踏まえた公的利用を進めること。
- 地域交流施設は、地域住民の意見をよく聞き、削減ありきでなく、利便性を考えたものとする。
- 公共施設は、敷地内禁煙とすること。

## 公務労働について

- 憲法第十五条で明記されている「全体の奉仕者」である公務員として市職員が、その自覚にもとづく職場規律の確立、職場からの行政改善など積極的に行い、住民奉仕の行政推進をはかること。
- 公務員給与について
  - 1、「給与制度の総合的見直し」を撤回すること。
  - 2、賃金に反映する人事評価制度は、全体の奉仕者である公務員の意欲低下につながるものであり、撤回すること。
- 公務員の長時間勤務を是正すること。
  - 1、公務員労働組合との間で36協定がないことから、長時間労働に対する規制がありません。36協定を結ぶこと。
  - 2、臨時的に行うべき、長時間勤務が、恒常的に行われていることは問題です。真に臨時的かどうか精査し、必要な人員の確保を行うこと。
  - 3、長時間労働の解消のためには、定員適正化計画による職員の削減が一番の原因です。定員適正化計画は、見直すこと。

## 公務員雇用問題について

- 福山市は、正規職員4020人、臨時職員1357人、嘱託職員1385人（2017年度決算資料）によって支えられています。
  - 1、臨時職員は、一時的業務に限定し、正規職員の代替にしないこと。
  - 2、恒常的に必要な職員は、正規職員として採用すること。
  - 3、非正規職員であっても、正規職員と同じ労働であれば、同一労働同一賃金とすること。
  - 4、福祉・医療分野などの専門職を増員すること。
  - 5、長期出張者・退職者の代替配置を行うなど職員の労働強化や市民サービス低下とならないよう措置を講じること。

## 女性施策について

- 各種審議会をはじめ、意志決定機関への女性参加率引上げについて、部会・専門委員など含めて、全庁的な取り組みを行うこと。早急に30%目標の総達成を目指すこと。特に、教育、福祉の分野についてはただちに30%達成をすること。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）について
  - 1、相談窓口を充実し24時間対応が行えるように相談員を配置すること
  - 2、一時的緊急避難施設・シェルターを増設し、民間シェルターへの運営費を助成すること
  - 3、被害者、加害者へのリハビリテーションや心理療法などに取り組むこと
  - 4、加害者更生を図るための調査研究と対策強化、学校などでの予防教育を強化すること。
  - 5、暴力を許さない社会的合意をつくること。
- 女性を蔑視し人格を踏みにじる文化的退廃を許さず、人権尊重の世論と運動を広げること。

- 松永の母子寮を復活すること。
- 保育士や学童保育指導員などの非正規雇用の正規化、労働条件を改善し「官製ワーキング・プア」をなくすこと。
- 妻など家族従業者の働き分が必要経費と認められるよう、所得税法56条の廃止を求めること。
- 夫婦同姓の強制や女性のみの再婚禁止期間など遅れた民法制度の改正を行い、差別的規定をなくすよう国に求めること。

### 斎場並びに墓苑の整備について

- 福山市中央斎場の水くみ場を墓地の中に増設し利用者の利便性を図ること。
- 不足している、市営墓地の増設を行うこと。
- 墓参者の高齢化などもあり、市営墓地で必要なガードパイプの設置など転落防止対策を行うこと。

### 交通事故対策について

- 通学路の歩道の整備を行うこと。
- 通学路の安全確保のため、道路に凹凸をつけて自動車の速度を落とさせる「ハンプ」の設置や車道幅を狭める「狭さく」など児童が安心して通行できるように道路整備を市内全域に広げること。
- 通学路に、歩車分割を含め必要なガードパイプ、ガードレールなどを設置すること。
- 国道182号線の加茂町百谷の自動車転落個所について、急カーブとならないよう道路改修を行うこと。
- 道路舗装費の増額で早急に傷んだ道路を補修することや不明瞭な白線(グリットライン)は引きなおすこと。
- 交差点で歩車分離式信号機の設置をすすめること。
- 老朽化したカーブミラーや道路標識の更新を行うこと。

### 消防について

- 福山市の防災体制を強化するため、常備消防力の強化を図ること。
- 消防職員の配置にあたっては、国基準を確保すること。
- 消防施設の長寿命化計画を早急に立て、耐震化等に取り組むこと。
- 消防職員による夜間警備勤務は継続すること。また、勤務実態を把握し、業務改善を図ること。
- 消防団について、報酬・手当の見直しを行い、消防団員の充足率を上げるとともに女性消防団員の増員を図ること。
- 消防団器具庫の耐震化を早急に進めること。

### 火災による死亡事故を2度と起こさないために

- 介護施設、雑居ビルなどの、特定防火対象物における防火施設整備、安全対策について、漏れがないよう査察・点検を実施し、結果を公表すること。
- 違反を放置することなく、必要な警告、命令等の手続きをおこない、是正させること。
- 資金難の事業者が、違反事項について改善できるよう、無利息の融資制度を独自に創設すること。

## 人権・同和行政の終結、清潔・公正な市政を

- 「福山市人権施策基本方針」は抜本的に見直し、行政主導の同和に特化した「人権・啓発」や「住民学習」を廃止すること。
- 「解同」福山市協への補助金を廃止すること。
- 同和地区実態把握は行わないこと。
- 同和問題に特化した職員研修は行わないこと。
- 人権交流センターでの「解同」の事務所使用をやめさせ、残りのコミュニティセンター、コミュニティ館の行政目的を変更し、児童館、高齢者施設など地域の要望に基づいたものにする。
- 自治体改革推進会議に代わる市民サービス向上意見交換会と労使共同体制を解消し、行政と労働組合の健全な関係を構築すること。
- 国に対し、部落問題の固定化・永久化につながる恒久法である「部落差別の解消の推進に関する法律」を廃止するよう求めること。
- 旧同和住宅資金貸付制度で貸付した資金の返済が完納できるよう努力すること。
- 性的マイノリティへの差別や偏見をなくすために、パンフレット作製など啓発活動に取り組むこと。パートナーシップ条例や要綱を制定、策定するとともに、専門相談窓口を設置するなど、当事者に寄り添う支援を行うこと。
- 「人権都市宣言」（仮称）を行い、民族差別や性的マイノリティの排除を許さず、市民の人権と個人の尊厳を守る立場を明確にすること。

## 平和問題について

- 安倍内閣は、憲法改定を發議する方向を明らかにしています。憲法9条の第3項に自衛隊を書き込むものですが、国際的に、後から作った法律が前の法律に優先することになり、9条第1項、第2項の戦争と国際紛争を解決するための武力の行使は永久に放棄することや、戦力を保持しないことの効力が事実上なくなります。この憲法の改憲が行われれば、海外における武力行使は無制限になってしまいます。9条が9条でなくなる改憲は許されません。
- 公務員は、憲法を尊重し、擁護する義務があります。安倍内閣が進める憲法改悪に反対すること。
  - 武力攻撃を前提にした国民保護法に基づく対応では、市民生活は守れません。国民保護法の廃止を国に求めること。
  - 平和非核都市宣言の標柱、啓発看板の抜本的増設を行うこと。
  - 国連で採択された核兵器禁止条約を直ちに批准するよう国に求めること。
  - ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相を広く内外に知らせ、国内はもとより、全世界の非核宣言都市との連帯と交流を深め核兵器廃絶を訴え、運動を強化すること。
  - 平和非核都市宣言の趣旨をすべての福山市民に周知し、平和、核兵器、軍縮問題に関する内外の資料を収集し、福山市民に提供するとともに、原水爆禁止・平和を求める市民の団体、運動への援助を強化すること。
  - 庁舎内に核兵器廃絶とバクシヤ国際署名のコーナーを設け、推進すること。
  - 「特定秘密保護法」は、戦争できる国づくりの第一歩です。国民の目、耳、口をふさぐ秘密保護法は撤廃以外にありません。福山市としても「特定秘密保護法」撤廃を国に強く求めること。
  - 特定秘密保護法に係る行政業務には一切協力しないこと。
  - 憲法違反の「平和安全保障法案」は、発動させるべきではなく、廃止すべきです。国に対し、憲法順守と法の廃止を求めること。
  - 自衛隊に対する住民基本台帳の閲覧を、させないこと。
  - 南スーダンへ派遣している自衛隊は、完全撤退させることを国に求めること。

## 介護保険制度・高齢者施策について

### 【介護保険制度について】

- ① 要介護認定と利用限度額は廃止し、ケアマネジャーをはじめとした介護の専門家による判断で、必要な介護の提供でき、高齢者の尊厳が守られる制度とするよう国に強く要望すること。
- ② 要支援者や要介護1・2認定者の訪問介護や通所介護、住宅改修や福祉用具レンタルは現行の介護保険利用を堅持するよう国に要望すること。
- ③ 「共生型サービス」は、高齢者や障害者・児への支援の専門性が担保できる制度にすること。
- ④ ヘルパーの生活援助の回数制限や時間短縮の撤回を国に強く要望すること。
- ⑤ 特別養護老人ホームの入所者の重度者限定の撤回、ケアプラン料の有料化は行わないよう国に求めること。
- ⑥ 福山市の特別養護老人ホームの待機者は1331人を超えています。待機者解消のため、特別養護老人ホームをさらに増設すること。
- ⑦ 介護保険財政の国庫負担をただちに10%引き上げ、公費負担割合を60%にするよう国に求めること。
- ⑧ 「基本チェックリスト」の使用は中止し、介護保険の申請権・受給権を遵守すること。
- ⑨ 利用者の受診時に介護職が医師の指示と一緒に聞くこともあります。ヘルパーの付添を含めた院内介助を認めるよう国に求めること。また、本市独自の「院内介助」制度を創設すること。
- ⑩ 介護保険外の、お泊り支援事業（お泊りデイサービス）に頼らず、公的な宿泊事業を抜本的に拡充すること。
- ⑪ 認知症の早期発見・診断・初期の相談と家族への支援から、終末期のケア・看取りまで、切り目なく治療と支援を行う・医療・保健・福祉の連携体制を構築すること。
- ⑫ 自治体の福祉専門職を増員し、地域住民と協力し、高齢者を地域で支える安心のネットワークを行政が責任をもつて行うこと。
- ⑬ 若年性認知症の実態調査を行いニーズ把握に努めること。また、就労支援や当事者の居場所づくりなど、県と連携しながら支援すること。
- ⑭ 介護度認定が軽度判定される傾向があると現場から意見があります。訪問調査から認定について検証すること。
- ⑮ 介護保険に関係する申請書類等にマイナンバー記載をやめること。

### 【介護保険料について】

- ① 65歳以上の介護保険料の引き上げは行わないこと。
- ② 保険料を応能負担とするよう国に強く要望する事。また、市の減免制度の拡充と、保険料の所得階層をさらに細分化すること。
- ③ 介護保険料の減免制度における、「貯蓄合計額」の要件を撤廃し「市長が認める者」とする等、柔軟に対応すること。
- ④ 介護保険料の徴収を40歳未満に拡大しないよう国に要望すること。
- ⑤ 生活保護利用者の滞納した保険料の徴収はやめること。

### 【利用者負担について】

- ① 利用料の2割・3割負担化を撤回し、軽減制度の拡充を国に要望すること。
- ② 一般財源を活用し、利用料の独自助成を行うこと。
- ③ 本市独自の食費負担軽減制度を復活させること。
- ④ 福祉用具購入費、住宅改修費および、高額介護サービス費を受領委任払い制度とすること。
- ⑤ 高額介護サービス費の負担上限額を引き下げるよう国に要望すること。
- ⑥ 介護施設における、居住費・食費負担金（ホテルコスト）を引き下げるよう国に要望すると共に、市独自の減免制度を創設すること。

### 【介護事業所・介護労働者について】

- ①介護保険制度が始まり18年が経過しますが、事業所経営は年々厳しく、休・廃止が増加しています。利用者負担へ連動しないように報酬引き上げを国に要望すること。また、職員の処遇改善交付金の創設を国に要望すること。また、市独自でも改善策を早急に取り組むこと。
- ②介護職員の研修参加への交通費、日当の補助制度を創設すること。
- ③高齢者施設の自動火災報知機などの設置、補助制度を抜本的に拡充するとともに、「火事をおこさない」ために、夜間の職員の人員配置を増やすことを国に求めること。
- ④介護職員の医療行為は中止させ、医療従事者で行う体制をつくること。
- ⑤ゆきすぎた介護保険適正化事業は改め、働きがいのある介護現場となるよう指導方法を再構築すること。また、事務作業の簡素化など現場負担を軽減すること。
- ⑥地域包括支援センターの勤務実態を把握し、必要に応じて人員配置の拡充をさらに行うこと。
- ⑦市直営の包括支援センターを設置し、本市が主体的に地域包括ケアに努めること。

### 【介護予防・生活支援サービス事業について】

- ①福山市は「介護予防・生活支援サービス事業」を実施していますが、「緩和型」は中止し「安上がり介護」はやめること。
- ②国は自立支援型のケアプランの作成を位置付け、軽度化やサービス利用の卒業へ誘導するための加算方式を導入し、高齢者を介護保険から卒業させようとしています。高齢者をむやみに介護保険からはずす制度にしないこと。

### 【地域包括ケアシステム】

- ①保健師や地域包括支援センターや民生委員などと連携し、地域診断・課題分析を行い、地域に足りないものを施策化し、高齢者や地域の実態に応じた地域包括ケアシステムを構築すること。
- ②医療や介護社会資源や地域力の分析など行い、必要な施策を具体的に検討できる専門の部署を設置すること。

### 【高齢者施策について】

- ①低所得者・高齢者・障害者などが安心して暮らせるよう、国と自治体の責任で住宅整備・家賃補助を実施する「地域優良賃貸住宅」を拡充すること。
- ②軽費老人ホーム運営費補助の民間施設給与等改善費を復活させること。
- ③高齢者インフルエンザ予防接種料金を、完全無料にすること。
- ④家族介護慰労金の支給額を抜本的に引き上げるよう国に対して要望すること。また、市独自で拡充すること。
- ⑤バス・タクシーの無料パス券制度をつくること。
- ⑥「お出かけ乗車券」の対象者を65歳以上のすべての高齢者にすること。また年間利用金額を1万5千円以上とすること。
- ⑦高齢者の「あんま・マッサージ券」の支給年齢を以前の65歳に戻すこと。
- ⑧日中独居もしくは高齢者のみである高齢者に対して、実態に応じ配食サービスの対象とすること。
- ⑨療養病床の削減計画をストップさせ、安心して入院治療・療養が出来るよう体制整備を国に強く求めること。
- ⑩高齢者・障害者が低価格で安全に移動できるよう、郊外の巡回型バスや乗り合いタクシー制度の創設と拡充を行うこと。
- ⑪長寿祝い金は以前の77歳・88歳・99歳・100歳以上の節目に支給すること。

## 障害児・者施策について

### 【周知・啓発について】

- ①障害者権利条約が批准されたことに伴い、本市の体制整備を当事者の意見を十分聞きながら行うこと。また、障害への理解や啓発を強め、人権尊重を市民が考える機会を増やすこと。
- ②障害者差別禁止法の施行に基づき作成された、行政の対応要領については、障害当事者や関係者の意見を聞き、内容を検証、さらに改善させること。また、研修等も行い職員に徹底すること。



## 【難病について】

- ①すべての難病を医療保険制度の対象とするよう国に求めること。
- ②難病法施行で医療費助成の対象疾病が330に拡大しましたが、対象疾病でも症状が重い患者だけが対象になります。そのため、医療費負担が倍になる難病患者が発生しています。国に対し、症状の重症に関わらず助成対象にするよう求めること。市独自で実態調査を行い、負担軽減策を講じること。
- ③障害福祉サービスの対象は必要とするすべての難病患者がうけられるものにする。また難病の範囲に限らず、確定診断がなくとも、疾患による障害で福祉サービスが必要と医師が診断をした場合は、サービスが受けられるよう国に対して要望すること。

## 【グループホーム・ケアホームについて】

- ①グループホームとケアホームの一元化や報酬の見直しにより事業所運営の赤字化が進んでいます。基本報酬を大幅に引き上げるよう国に対して要望すること。
- ②グループホーム創設のための助成制度を国へ要望すると共に、市独自で創設すること。
- ③事業所への報酬の増額を行い、月額払いを月額払いに戻し、正規職員を中心とした職員配置が出来るよう、国に求めること。

## 【特定疾病について】

- ①小児慢性特定疾病について、対象となる患者の要件緩和とともに対象疾病を拡大すること。また成人後も、制度を継続すること。
- ②特定疾患治療研究事業についてさらに対象疾患を増やし、予算を増額するとともに全額公費負担にするよう、国に求めること。

## 【障害者の年金制度・医療費助成・利用料負担について】

- ①すべての無年金障害者の救済を年金制度の枠内で解決するよう、国に求めること。特定障害給付金を障害基礎年金並に引き上げること。
- ②障害基礎年金を大幅に引き上げること。また無年金障害者への特別給付制度の周知徹底を行うこと。
- ③自立支援医療の応益負担の仕組みを撤廃し、無料の公費負担医療制度とするよう国に求めること。
- ④重度心身障害者（児）医療費助成制度を国の制度として創設するよう求めること。
- ⑤配偶者の収入認定はやめ、本人の所得のみの収入認定とし、障害者施策の応益負担を応益負担とするよう国に求めること。
- ⑥「地域生活支援事業」について、利用料を無料または応益負担による低廉な料金とすること。

## 【移動支援について】

- ①移動支援事業に対し、利用制限は行わないように努め、移動支援事業、コミュニケーション事業などの利用料を無料にすること。
- ②福祉タクシー助成制度は、多くの市町では、タクシー券とガソリン券の選択制で実施しています。本市においても、早急に選択制にすること。
- ③透析患者の通院補助制度は、所得制限を撤廃し拡充すること。
- ④交通運賃割引制度を、精神障害者を含むすべての障害者と介護者に利用拡大すること。100キロメートル制限を撤廃し、JRの特急料金も割引の対象とすること。

## 【精神障害者支援について】

- ①精神障害者の運賃割引制度を適用拡大すること。
- ②精神障害者の通院治療・生活支援施策・就労の場の確保など、生きがいのもてる施策の抜本的改善をはかること。

## 【建物等のバリアフリー化】

- ①交通や建物のいっそうのバリアフリー化を行うこと。

- ②福山市役所の思いやり駐車場に屋根が設置されましたが、庁舎まで屋根が続いておらず雨天時に困ります。駐車場から庁舎入口までの屋根を設置すること。
- ③市のプール施設に家族更衣室を設置すること。

#### 【子ども発達支援・療育について】

- ①子ども発達支援センターの対象者を就学前と限定せず、全年齢を対象とすること。また療育期間3か月という枠組みをなくし、必要に応じて必要な期間、療育が出来る体制を整えること。また、診療の待機児童をなくすため、人員体制をさらに拡充すること。
- ②医療や雇用、教育など支援体制を構築すること。発達障害支援センターを増やし、民間団体やハローワークとも連携できるような支援体制を拡充すること。
- ③発達に課題のある子どもたちに十分な療育が保障されるよう、療育施設を抜本的に増やすこと。

#### 【聴覚障害者支援について】

- ①2017年12月、手話言語条例が制定されました。手話への理解・普及に努め、聾者と聾者以外の人が、互いに理解しあえる取り組みを行うこと。
  - ・当事者や手話サークルなど関係団体を含めた「推進協議会」を設置し、施策の推進に取り組むこと。
  - ・「出前講座」へ必要に応じて手話通訳、要約筆記奉仕員の派遣を行うこと。
  - ・市内すべての小学校で手話教室などを開催し、聾者を理解しあえる場、手話とふれ合える機会を増やすこと。
  - ・市職員の手話研修を拡充し、希望者には資格取得支援を行うこと。
  - ・公共施設に磁気ループを配置すること。
  - ・市窓口にて、筆談ボードを設置すると共に、市民や事業者が購入するための助成制度を創設すること。
  - ・身体障害者手帳を持たない聴覚障害者に対して、補聴器購入の補助金制度を創設すること。

#### 【その他】

- ①障害者総合支援法の第7条の介護保険優先の原則（65歳問題）を見直し、介護保険、障害福祉サービスのどちらかを選択できる制度にするよう国に要望すること。市は、本人等の要望があれば障害福祉サービスの利用が出来るよう、さらに柔軟な対応をすること。
- ②福祉労働者の賃金の引き上げを国に求め、市独自の処遇改善策を設けること。
- ③障害者の「特定相談支援事業」の実態を把握すること。計画相談作成の報酬をさらに引き上げるよう国
- ④知的障害者のガイドヘルパー制度を創設すること。
- ⑤ヘルプマークをさらに普及すること。
- ⑥単市制度の療養援護事業を復活させること。

#### 【障害者就労継続支援A型事業所の解雇問題について】

- ①2017年11月に「しあわせの庭」の大量解雇をかわきりに市内A型事業所の廃止が相次ぎました。解雇された元利用者の再就職や生活支援を引き続き行うこと。
- ②2006年に施行された障害者自立支援法では、規制を取り払い、営利本位の企業が障害者関連事業を実施できるとしました。大量解雇に至った原因を国・県・市ともに検証し、真に障害者の権利を保障する雇用政策とすること。
- ③福山市の事業所認可や指導・監査のあり方について総括と検証を行い改善すること。また、障害者の就労のあり方について、福山市総合支援協議会等の意見も聞きながら再構築すること。また、制度改善について国に要望すること。
- ④障害者の法定雇用率の厳守を徹底し、難病・慢性疾患をもつ人など、すべての障害者を施策の対象とし、障害者の働く権利を守ること。

## 生活保護行政について

### 【国に要望する点】

- ① 政府が貧困率の削減目標を持ち、貧困対策に取り組むこと。国として責任をもつて貧困の実態調査や生活保護の補足率調査を行い、当事者や支援団体の協力を得ながら、貧困の解決のための体制を整備すること。
- ② 生活保護法を社会保障法へと名称を変え、憲法25条に基づいた、国民の生存権をまもる制度とすること。
- ③ 生活保護基準額の改悪は撤回し、住宅扶助や冬季加算の増額、高齢加算の復活、夏季加算を創設すること。
- ④ 最低生活保護基準を引き上げること。
- ⑤ リバースモーゲージの中止を国に求めること。

### 【市として実施する点】

- ① 基準額の見直しは、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護保険の負担減免など、他の制度の基準と連動するため、被保護者への負担とならないよう措置を講じること。
- ② 生活保護の申請相談は、親切・丁寧な、相談者の立場にたった対応を堅持すること。そのため、生活福祉課に福祉の専門職を雇用し、職員研修も丁寧に行い、あたたかい支援が行えるように努めること。
- ③ 本庁舎や支所の生活福祉担当課の窓口、「生活保護申請用紙」を備え付け、いつでもだれでも申請書類を入手できるようにすること。また、窓口「生活保護のしおり」を備え付け、広く制度を周知すること。
- ④ 保護申請から決定までの期間は、二週間以内の原則を厳守すること。
- ⑤ 生活保護申請の受理は申請書のみで受け付け、添付書類を条件としないことを相談員に周知すること。
- ⑥ 資産調査のための同意書が必要な場合には、提出先を明示し、必要最低限の調査のためにのみ使用すること。
- ⑦ 生活福祉資金の貸付限度額を引き上げ、だれもが利用しやすい制度に改善すること。原資を抜本的に増やすこと。
- ⑧ 保護要件を満たした場合は、無差別平等原則に基づき無条件で受けつけること。
- ⑨ ホームレスをうまないための施策を講じること。また、住所の定まらない人や、ホームレスに陥る可能性のある人は、申請者の住所を住宅地として、直ちに生活保護の適用を行うこと。
- ⑩ 市として、緊急の対応として、一時宿泊施設等（シェルター）を設置すること。
- ⑪ 通院のために必要な移送費の支給は、手続きを簡便にすること。
- ⑫ 移送費や、住宅維持費、就職支度金等、必要な制度の周知徹底を図ること。
- ⑬ 福祉事務所の定数を定める条例を制定すること。また、ケースワーカーの定数を大幅に増やし、定数は被保護世帯六十五世帯に一人の割合とするよう、職員配置を増員すること。
- ⑭ パーソナルサポートサービスを導入し、被保護者の支援体制を強化すること。
- ⑮ 生活保護世帯の子どもの学習支援を市内全域で細かく実施すること。
- ⑯ エアコンなど冷暖房器具の購入の市の独自補助制度を創設すること。

### 【困窮者支援について】

- ① 生活困窮者自立支援法により、ただちに就労が困難な生活困窮者に「中間的就労」を促す「就労訓練事業」が導入されました。最低賃金も適用されない事業に「とりあえず就労」させ、保護の打ち切りや「水際作戦」のツールになりかねません。「就労支援」の名の下、要保護者への圧力をかける事のないよう、要保護者によりそった支援を行うこと。
- ② 本市に設置されている「自立支援窓口」は、本市の直接運営を堅持すること。

## 保育行政について

### 【国に要望する点】

- ① 保育・子育て支援制度の関連予算を増額すること。
- ② 新制度の財源は消費税であり、子育て世代の暮らしを直撃し、子どもの貧困をいっそう深刻化させます。消費税増税ではなく、国の予算の一部組み換えにより、公的保育を拡充すること。

- ③ 公立保育所人件費の一般財源化を撤回し、特定財源とすること。
- ④ 公立保育所の建設費、改修費への国庫補助の復活、自治体の公立保育所新設、建て替え、改築耐震化を支援すること。
- ⑤ 保育士の配置基準の引き上げをおこない、保育士を増やすこと。また、完全週休2日制や有給休暇が取得できるようにするため、公定価格を見直すこと。
- ⑥ 私立幼稚園の保育料減免制度である就園奨励費の支給対象の拡充、私立幼稚園への助成金を国に求めること。
- ⑦ 2019年10月から、保育料の無償化が始まりますが、対象は3才以上と住民税非課税世帯の2才児未満と限定的です。無償化はすべての子どもを対象と、財源は国費を充てること。

### 【市の保育行政について】

- ① 児童福祉法24条第一項に基づく、市町村の保育の実施責任を堅持すること。そのため、公私問わず、保育所を幼保連携型認定子ども園へ移行させないこと。
- ② 市民や関係者から意見が聴取できる機会をつくり、市民の声が反映された保育制度を構築すること。
- ③ 父母の意向を無視した強引な公立幼稚園・保育所の統廃合、民間移管、認定こども園への移行はやめ、保護者の要求を最優先にすること。「保育所再整備計画」はやめること。
- ④ 公立・私立保育所および幼稚園の園舎の耐震化を急ぐこと。耐震診断を早急に行い、市民に公表すること。また再整備計画とは別枠で、保育所・幼稚園園舎の耐震化計画を策定すること。
- ⑤ 地域型保育事業（小規模保育や家庭的訪問事業など）の従事資格は保育士が行うよう、本市の基準を見直すこと。
- ⑥ 市として、保育所、幼稚園、学童保育、子育て施策関連予算を大幅に増額すること。
- ⑦ 本市の保育料は中核市の中でも最高額です。市民の強い要望に応え、保育料を引き下げること。
- ⑧ 産休明け保育、ゼロ歳児保育、障がい児保育を引き続き前進させ拡充すること。
- ⑨ 保育所の三歳以上、五歳児の脱脂粉乳給食（スキムミルク）を取りやめ、牛乳にすること。また米飯を含む完全給食と、地産地消をさらにすすめること。
- ⑩ 障害児のための保育士加配を増やすこと。国、県にも障害児保育への拡充をもとめること。また、認定から外れた障害児、症状未固定で認定されない障害児、多動、発達が気になる子など、課題のある乳幼児に対しても、医師や保健師の所見に基づいて保育士加配を行うこと。
- ⑪ 保育所への125%の子どもの入所は、保育所の新設・増設で対応し、100%基準とすること。
- ⑫ アレルギー等の除去食が必要な園児に対し、適切な指導、給食での対応が出来るよう、一所にひとりの栄養士の配置と、給食調理員の定数基準を見直し、改善を国に要求すること。実現するまで市単独でも対策を講じること。
- ⑬ 学校給食と、保育所給食の食材の放射能測定を行うこと。

### 【保育現場の労働環境について】

- ① 保育士ひとりの受け持ち人数は、ゼロ歳児二人、一歳児三人、二歳児五人、四・五歳児十五人に改善すること。「おおむね」対応は改め、乳幼児の人数が現行の保育士配置基準を超えた場合、ただちに加配すること。
- ② 私立保育所への調理員は一保育所二名以上とし、事務職員も配置すること。
- ③ 公立保育所への事務員配置をすること。
- ④ 朝夕の保育士基準の緩和は撤回すること。
- ⑤ 臨時職員にも、公立なみに期末手当が支給できるように予算措置をすること。
- ⑥ 公立保育所の保育士の非正規化を改め、正規保育士を抜本的に増やすこと。
- ⑦ 保育士の処遇改善策を国に求めると共に、市独自の処遇改善策を講じること。
- ⑧ 出産・子育てなどで退職した保育士が復帰し働き続けやすいように、研修制度の充実、復職のための情報提供をさらに強化すること。また、育児休暇制度など使いやすいう代替職員配置を積極的にすすめること。

### 【子育て支援策について】

- ① 小学校就学前の子ども医療費助成制度を、国の制度として、所得制限なしで無料にすること。子どもや、障害者の医療費無料化をおこなう自治体の国保に対する国庫負担の減額調整のペナルティをやめるよう、国に要望すること。

- ② 子ども医療費助成制度を拡充するよう、広島県に要望すること。
- ③ 2019年4月から、本市の子ども医療費助成制度は、中学校卒業まで対象年齢が広がります。所得制限を撤廃し、すべての子どもを対象とすること。また、医療費は無料とすること。
- ④ 母子、父子家庭への施策を改善すること。
- ・ 父子家庭への医療費助成制度について、「所得制限」の引き下げを行い、対象を広げること。
- ・ 一人親家庭の保育料・医療費は無料にすること。
- ⑤ 福山市遺児年金制度を復活させること。
- ⑥ 母子健康診断を、全乳幼児が100%受診できるようにすること。
- ⑦ 子育て応援センターで行われている休日保育について、実施箇所数を市内全域に拡充すること。
- ⑧ 「子どもの看護休暇」は、学校行事への参加などにも使える「家族休暇」制度に拡充し、労働者一人、年間10日に増やすことを国に求めること。
- ⑨ 妊娠・出産・育児休暇を取得できる職場環境を整えること。
- ⑩ 虐待を受けた子どもへの専門的なケア、親にたいする経済的、心理・医療的・福祉的な支援を強めるため、各機関との連携を強めること。
- ⑪ 児童手当は、子育て支援の重要な柱として拡充をはかり、18歳まで支給期間の延長を国に求めること。
- ⑫ 各小学校区に児童館を設置すること。

### 【放課後児童クラブについて】

- ① 国は2015年、1教室原則2人以上の職員を配置し、そのうち1人は都道府県の講習を受けた支援員とすることを「従うべき基準」として定めました。しかし、人材確保困難を理由に、職員基準を「参酌基準」へと基準緩和を狙っています。資格要件の緩和は、放課後児童クラブの安全と質の低下につながります。国に緩和しないよう要望すること。また、市として現在の資格要件を堅持すること。
- ② 2020年までに全学年を対象にし、1クラス概ね40人以下での施設整備を行う事になりました。拡充に向けた計画を早期に立てること。
- ③ 児童一人あたりのクラブの面積を1.98㎡とし、「遊びと生活の場」にふさわしく、専任の常勤職員の複数配置、施設の広さや設備など、安心して生活できる場とすること。
- ④ 障害のある子どものための指導員の配置が行えるよう、放課後児童クラブの加配の基準を定めること。
- ⑤ 4人以上の大規模のクラブは早急に分離・増設すること。
- ⑥ 利用料を同一世帯2人目から無料にし、減免制度をさらに拡充すること。
- ⑦ クラブ専用のトイレを設置すること。
- ⑧ 支援員は常勤体制とすること。
- ⑨ 支援員、補助員の給与水準を引き上げること。
- ⑩ 放課後児童クラブの事業の継続性を確保するため、企業参入は認めず、公設・公営を堅持すること。

## 医療・衛生行政について

### 【医療制度について】

- 「医療保険制度改革法」において、入院給食費の引き上げ・初診時選定療養費の改善・患者申出療養制度が実施されています。患者への医療費負担軽減、公的医療保険制度を覆すものであり、制度を廃止するよう国に要望すること。
- 「地域医療構想」では、各都道府県が新たな病床再編計画をつくり、従わない病院にはペナルティを科して、増床中止や病床削減を指示できるようになります。現在でも入院ベッドの空き待ちの状況もあり、必要な医療が提供できるよう病床削減を行わないよう、国や県に要望すること。
- 医療法の改善を撤廃し、異常に高い日本の薬価と医療機器にメスを入れ、特に高齢者医療の負担増はやめるよう国に強く働きかけること。
- 病気の予防・早期発見という主旨にたち、特定健診を市として充実させると共に、国に対しては健診でのペナルティをやめるよう求めること。
- 療養病床削減を中止し、必要なベッドを守るよう国に求めること。

### 【医療従事者問題について】

- 医師不足解消のため、抜本的な医師増員や医師養成への国の支援を強めるよう求めること。
- 医学部定員をただちに1・5倍化し、医師の奨学金制度・教育・研修内容の充実をはかるよう国に求め、市としても創設をすること。
- 看護職の抜本的増員・労働条件の改善と地域医療の支援、退職した看護師の再就労支援の拡充強化を国に要請し、市としても努力をすること。
- 看護学校の補助金を増額し、看護師養成に力を注ぐこと。また、福山市として看護師養成校を実現すること。
- 市内の看護師のお礼奉公の実態を各連携機関と連携をして調査し改善すること。

### 【患者負担について】

- 入院給食は治療の一環として、無料とするよう国に強く要望すること。
- 県の老人医療費助成制度廃止を撤回し、元に戻すよう要請をすること。
- 当面、市として食費負担の助成制度を創設し、入院給食にかかる負担軽減をすること。
- 日本国民の死因の第一位である、がんの予防治療に力を入れ、がん患者に対して、所得や地域に関わらず高度な治療・検査が受けられる体制をつくるよう国に求め、市としても体制をつくること。また、70歳以上の高齢者のがん検診の一部負担金は撤回すること。
- 自殺を防ぐためにも、NPOなど各種団体や、組織などと連携し、自殺の未然防止、問題の改善と解決にむけて取り組を強化すること。また、自殺を防ぐうえでも、安定した職の確保や、社会保障が充実した国づくりをするよう国に求めること。
- 不妊治療の公費助成の対象年齢や助成回数を制限しないよう国に要望すること。また助成額の増額、所得制限の緩和、治療への保険適用を拡大するよう国に要望すること。

### 【動物愛護について】

- ペットの殺処分ゼロを目指し、真の動物愛護行政をいっそう推進すること。
- 動物愛護センターの職員を抜本的に増員し、保護した動物の治療、しつけ、訓練等を行える体制とすること。
- 市として、愛護団体やNPO、地域の住民への譲渡に対し、市としての財政責任を積極的に果たすこと。
- 動物愛護センターにドッグ・ランを設置すること。
- 施設の改修を行い、動物愛護にふさわしい環境整備とすること。
- 犬や猫の不妊手術への助成制度を創設すること。
- 野犬の捕獲と躰直しや譲渡に努めること。
- 多頭飼育や動物虐待問題に丁寧に対応し、いっそう改善をはかること。
- 新しい愛護センターの設置をめざし、犬・猫の収容数を増やすこと。

## 福山市市民病院

- 消費税増税による影響で、市民病院の損税が経営に大きな影響を与えています。国に対し消費税中止を要請し、医療はゼロ税率にすること、消費税の控除・還付が実現するよう要望すること。
- 利益優先で在院日数の短縮を図ることなく、患者優先の立場を貫くこと。
- 後発医薬品の使用率を引き上げ、さらなる使用率向上に取り組むこと。
- 小児科医を増員出来るよう、引き続き力を尽くすこと。また、小児救急センターを開設すること。
- 市民病院の民営化は行わず、自治体病院として運営を堅持すること。
- 障害児・者や寝たきり老人の歯科診療の開設を図ること。また今後一層の需要が高まってくる寝たきり老人や障害児・者の訪問歯科診療の開設をすること。
- アトピー性皮膚炎やアレルギー疾患の相談窓口を開設し、治療・研究体制を確立すること。
- 待ち時間を解消するため、引き続きあらゆる手立てを尽くすこと。
- 病院給食の民間委託を撤回し、安全な食材を使用して、適時・適温給食へ一層の改善を行うこと。
- 駐車場の有料化は撤回すること。

- 田原・山野・広瀬への出張診療は継続し、へき地医療を守ること。
- 非紹介患者加算初診料の導入は、市民が医療にかかる権利を阻害することが懸念されるため、撤回すること。
- 院内介助の体制をつくり、障害者や高齢者が安心して受診が出来るようにすること。
- 市民病院を利用するバス利用者の状況把握や、意向調査を実施すること。また、市民病院への路線バスの増便を関係機関と連携して実施すること。

#### 【市民病院の医療従事者について】

- 不足している医師の確保を早急に実現すること。特に産科医、小児科医、がん科医、脳神経科医等、医師の多忙化を解消するため、あらゆる手立てを尽くすこと。また、福山市の医師奨学金制度を創設すること。
- 医師や看護師などスタッフの勤務実態を把握し、医療現場の労働環境を改善すること。また、勤務実態把握をするためタイムカードを導入すること。
- 医療従事者の勤務環境の改善のため、厚労省の勤務環境改善マネジメントシステムを導入し、看護師等、医療従事者の負担軽減を図り、職場定着を進めること。
- 「福山市民病院改革プラン」に示されている「収益の向上」「経営の効率化」の取り組みの強化は、患者負担増や医療現場の多忙化につながります。2017年度の医師の残業時間は、36協定の特別条項で定められている年間870時間を超える勤務者が7人、最長1013時間です。若干の改善はみられましたが依然と過密労働です。「改革プラン」を見直し、医師や看護師の労働環境の改善に取り組むこと。
- 介護・子育ての期間、看護師などの医療従事者の夜勤体制を軽減するようさらに努力すること。

## 文教経済委員会

すべての子どもの命、成長発達を支える教育への転換を求めます。  
世界から見ても高すぎる学費、不十分な給付制奨学金制度などで、異常な教育費負担が、若者の未来を奪っています。

憲法と子どもの権利条約を生かし、教育予算を抜本的に増額し、教育の無償化・負担の軽減、行き過ぎた競争教育・管理主義教育からの脱却、「上からの統制」をやめて、子どもの権利と自主性を保障する立場から、豊かな教育環境を確立することが求められています。

これらを踏まえ、次のことを要望します。

### 教育費の負担軽減・無償化をすすめること

1. 義務教育は、無償が原則です。しかし、無償の対象は、授業料や教科書代などに限られ制服代、修学旅行費の積立などの負担が家計を圧迫しています。  
政府に対して、義務教育にふさわしく、家計負担の解消を求めること。  
就学援助制度の、対象や支給額を拡充するよう国に求めること。  
学校給食費の無償化のため、市独自の減免制度の創設をすること。
2. 公立高校の就学援助金の所得制限を撤廃し、公立授業料の無償化を復活するよう国に求めること。
3. 私立高校の完全無償化のために、私立高校就学支援金制度の所得制限を撤廃し、対象者すべてに授業料、入学金、施設整備費などに相当する補助単価に引き上げるよう国に求めること。
4. 市独自の給付制の奨学金制度をさらに増額し、対象を広げること。

### 教育条件の整備をすすめること

1. 市独自で35人学級をただちに実施すること。
2. 体育館と全ての特別教室にエアコン設置をすすめること。
3. 全ての学校施設の耐震化を、早急に100%にすること。
4. 通学路のブロック塀の撤去のための補助制度を、関係課と連携して、早急に創設すること。
5. 「行革」により学校運営費が年々削減されてきた結果、図書室の図書を、市費で購入できない事態が発生しています。学校の運営費を大幅に増額するとともに、学校図書の充実に、市として力を入れること。
6. 全国で事故が多発している組体操については、安全な指導ができる専門性をもった指導者を育成すること。内容についても、危険を伴う高さを競うアクロバットの的なものを見直し、安全確保を第一に、慎重に検討すること。
7. 保健室の充実を……学校の保健室は、医師、カウンセラーなどの専門家と連携して、子どもの心身を支える、多様でかけがえのない役割を果たしています。養護教諭の複数配置をすすめるなど拡充すること。
8. 学校校舎・施設の老朽化の対策を進めること……学校校舎・施設の老朽化が深刻な問題です。老朽校舎を早急に解消すること。また、緞帳などやスクリーンなどの教育設備を早急に改善すること。
9. 学校図書館に学校司書の配置を……学校図書室に専任・正規の学校司書を配置すること。



## 社会教育を拡充するとともに、表現や学習の自由を保障すること

社会教育は住民の学習権を保障するとともに、地域のコミュニティの形成、子どもや親への支援など多くの役割をはたしています。

そうした役割が発揮できるように、社会教育予算の削減や施設の有料化、公共施設再整備計画の下での社会教育施設の廃止・再編を中止すること。また公民館などの増設と、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めるとともに、社会教育主事など職員の増員をはかること。

また、社会教育における表現の自由、学習の自由を尊重すること。

## 外国人の子どもへの教育条件の整備をすすめること

国際人権規約、子どもの権利条約にもとづき、公立学校への受け入れ体制の整備、外国人学校への支援、日本語教室設置、公立高校への入学資格の改善など在外外国人の子どもへの教育を保障するため、施策を充実すること。

## 夜間中学校を開設すること

夜間中学校は、様々な理由により教育を受けられなかった多くの人にとって、かけがえのない義務教育の場となっています。しかし、全国にわずか31校しかなく、市内にはありません。

福山市として、夜間中学校を開設すること。

## 障害児教育をゆたかにすること

1. 特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもたちが急増しています。「分教室」の設置など安易な対策でなく、設置基準を設けるよう国に求めること。また、市独自の特別支援学校を創設すること。
2. 特別支援学級を大幅に増設・充実し、一クラス6人以下の少人数にし、一人ひとりに応じて丁寧に対応ができるようにすること。
3. すべての学校に通級指導教室を置き、自分の学校の通級指導教室で学べるようにすること。

## いじめ「対策の強化について

1. いじめの兆候があれば様子見せずただちに全教職員、保護者に知らせ連携するなど、いじめの対応を絶対に後回しにしないこと。学校現場では子どもの自主的活動の比重を高め、いじめを止める人間関係をつくる学校づくりをすすめること。被害者の安全を確保したうえで加害者にはやめるまで対応する、被害者・家族の知る権利を尊重すること。
2. いじめによる重大事態が発生し、調査等を行う場合、子どものプライバシーを守りつつも、隠ぺいなどにつながらないよう調査の透明性を十分補償するよう留意すること。
3. いじめ・不登校を多発・深刻化させている受験競争など過度の競争と管理の教育をあらため、子どもの声をききとり、子どもを人間として大切にしている学校をつくること。子どもの権利条約の普及に努めること。
4. 学校で困難をかかえる子どもたちへの支援を一層強化するため、スクールカウンセラーの増員を図り、小中学校での全校配置をすすめること。また、スクールソーシャルワーカーの人材確保のため支援を強化すること。
5. 教員の多忙化は、子どもたちと接する時間や授業の準備をする時間を奪っています。共同して問題解決にあたる教師集団作りのために、教員の多忙化解消を図り、教員評価制度をやめること。

## 競争とふるいわけの教育をあらためること

1. 全国いつせい学力テストを廃止するよう国に求めること。また、福山市として、実施しないこと。
2. 教育の自由と自主性を保障し、子どもの豊かな成長をささえるため、全ての子どもに基礎的な学力を保障することを学校教育の基本的な任務として重視すること。暗記ではない自然や社会のしくみがわかる知育、市民道徳の教育、体育、情操教育などバランスのとれた教育を、発達段階に応じて行うこと。
3. 市民道徳の教育を、憲法にもとづき、基本的人権の尊重を中心にすえ、子どもたちが自らモラルを形成できるようにすること。子どもの納得を無視して「規範意識」を叩き込むようなやりかたは、反人間的・反道徳的なものであり強制はやめること。
4. 教育振興基本計画については、教育内容に介入するのではなく、行政は教育条件や教育環境の整備を責任もっておこなうこと。

## 教職員の「働き方改革」について

1. 35人数学級を促進し、教員の多忙化を解消するためにも、教職員定数を抜本的に増員し、教職員を増員するため、あらゆる手立てを通じて国に求め、実現させること。
2. 業務改善、部活動指導員の増員の改善などで、業務量を減らすこと。
3. 教職員に労働基準法を適用し、超過勤務手当などを保障すること。
4. 臨時教職員、非常勤講師など非正規の処遇を改善し、早期に正規雇用に切り替えること。
5. 教師間の連携・協力を妨げ、教師の管理統制を目的とした主幹教諭制度をやめること。また教員免許更新制を廃止するよう国に求めること。

## 福山市の学校統廃合計画を中止すること

小中学校の統廃合は、地域の教育力の衰退、子どもの長時間通学、いざという時の安全面の不安や、集団が大規模になり一人一人の子どもに先生が丁寧に向き合えなくなる等、様々なデメリットがあります。そのため、福山市学校再編計画を見直すとともに、小規模校を地域に残し、現在の対象校で進められている、特色ある教育を発展、充実させること。

## 不登校の子どもを温かく支援し、フリースクールなどへの経済的支援を

不登校の子どもの安心を第一に、学びと自立を温かく支援すること……全国で不登校の子どもが12万人を超えているのは、日本の学校が子どもにとって息苦しい場となっていることを示しています。

競争的で管理的な学校や社会のうみだした問題であり、不登校を本人や家庭の責任とすることはまちがいです。この立場から、次の政策を進めること。

- ① 子どもと親とが安心して相談できる窓口を拡充すること。
- ② 子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設を拡充すること。
- ③ 学校以外のさまざまな学びの場（フリースクール、フリースペースなど）をきちんと認め、公的支援をおこなない、学校と同等の支援をめざすこと。
- ④ 不登校の家庭の子育てを支えている親の会などへの公的支援をおこなうこと。
- ⑤ 学校をすべての子どもにとって「安心して休める学校」にし、子どもを緊張感から解放すること。
- ⑥ 「不登校を三年で半減」「不登校ゼロ作戦」など学校復帰を前提とした、子どもや親をおいづめる施策は行わないこと。

● 「ひきこもり」の青年の相談・支援をつよめること……ひきこもりが今日のように数十万人にも広がった背景には、競争的な教育や不安定雇用の拡大など「弱肉強食の社会」が、人々に挫折感を与え、かつそこからの快復を支える人と人とのつながりを希薄にしてきたことがあります。安定雇用や社会保障を拡充し、「だれでも安心して生きられる」社会への転換をはかる必要性を認識すること。

ひきこもりとその家族を支える児童相談所、保健所、医療機関などの専門機関を拡充すること。

● 厳しすぎる校則や「ゼロトレランス」政策、「学校スタンダード」の見直しをすること……「靴下の色は白一色。少しでも模様があれば違反者となり、親は白い靴下を買って学校に届けなければならない」など、人権無視にいたる生徒指導規程は、廃止すること。

● 性的マイノリティ（LGBT）の子どもへ配慮すること

同性愛や性同一性障害などを含む性的マイノリティ（LGBT）の子どもへの適切な配慮を求める運動は国を動かし、配慮を求める通知を活用し、教職員や子どもたちの理解を進めるため、研修や授業での取り扱いをすすめること。また、LGBTへの無配慮な生徒指導規程は、廃止すること。各学校で、生徒や保護者を対象にした、出前講座等、周知・啓発活動に取り組むこと。

● 過去の戦争への反省を教育の面からも重視すること……日本がかつておこなったアジア諸国にたいする侵略戦争と植民地支配は、アジアの人々の無数の命を奪い、塗炭の苦しみを与えました。過去の歴史への反省は日本国憲法に刻み込まれ、日本が戦後の国際社会に復帰した際の大前提ともなっています。

その立場から、過去の侵略戦争と植民地支配の歴史的な事実と反省を教科書に反映する努力をすすめること。過去の侵略戦争と植民地支配への反省は、日本の子ども的人間的な誠実さや真の誇りをはぐくみ、世界とアジアの人々と肩を並べて生きていく子どもを育てるうえで不可欠です。「日本の戦争は自存自衛とアジア解放が目的」「日本軍従軍慰安婦などなかった」などの事実と日本の根本的立場に反する立場からの教育現場への介入や、教科書の採用は行わないこと。

## 文化・スポーツの振興について

- 青少年が自主的に運営できる青少年施設を作ること。ライブ、フリーマーケットなどの青少年の活動できる空間を保证すること。
- 市民球場の改修や、野球ができるスポーツ広場を増設すること。
- スケボー公園を、身近な地域に設置すること。
- 市民がモータースポーツに触れ合うことができる（仮）モータースポーツ公園の設置を検討すること。

## 文化遺産の保護・活用について

- 市内全域の埋蔵文化財の調査、保存をさらに進めること。
- 福山城の改修、福山城公園の除草・大木の剪定、石垣の雑草の処理など、公園の維持管理予算を増額し、清潔な公園を保持すること。
- 無形文化財や伝統的な風土芸能など技芸継承事業を拡充し、保存団体などへの助成を強めること。
- 鞆町の重伝建指定範囲の拡大を検討し、鞆町全体を、重伝建地区に選定すること。
- 鞆町医王寺周辺の遊歩道を整備し、観光資源として活用すること。
- 鞆町における土砂災害等危険個所の対策を急ぐとともに、景観に配慮したがけ崩れ対策を早急に行う事。
- 「福山市歴史文化基本構想」に基づいた、歴史・文化のまちづくりを進めること。
- 鞆の浦の自然景観を生かした町づくりを進めること。
- 瀬戸内海国立公園である仙酔島の利活用を拡充すること。

## 商工・労働行政について

### 《中小企業・小規模事業所振興策について》

- 中小企業振興基本条例を制定し、中小企業支援策を市政の根幹に据えること。
- 現在行っている「ふくの耳プロジェクト」の取り組みとして、製造業のみならず、全ての職種の実態調査をすること。
- 市として、中小業者に無担保、無保証の融資制度、不況融資制度を拡充すること。とりわけ「市税の完納証明」の添付要件を撤廃すること。
- 中心商店街の宅地について固定資産税の軽減措置をとること。
- 「住宅リフォーム助成制度」「小規模工事等希望者登録制度」を早急に創設すること。
- 所得税法56条を廃止し、家族従業者の労賃を正當に評価する税制に改善するよう、国に強く働きかけること。
- 公契約条例を創設すること。

### 《労働者の暮らしと権利》

- 労働者の権利を守るため、労働者派遣法を抜本的に改正し、「正規雇用が当たり前」となるよう国に要望すること。
- 福祉、医療、道路維持、国土保全などの分野で、市の責任で雇用創出をおこなうこと。とりわけ、耕作放棄地や、里山・里地・里道・市道の維持管理として、専任の正規職員を充てること。
- 全国一律最低賃金制の実現と、大幅引き上げを求め、当面1時間1000円の実現を要請すること。
- 大学・高校新卒者の雇用拡大に、鋭意努力すること。
- 市役所の職員は、正規雇用とすること。
- 市として、教育、保育、保健、介護、消防等、正規職員を増やすこと。
- 雇用、労働の場での国際的基準にもとづく男女差別是正をはかること。
- 市内の外国人技能実習生の、就労実態の調査を行い、劣悪な労働条件を改善させること。
- 障害者A型事業所の離職者を、市の臨時職員として雇用すること。

### 《観光振興について》

- 福山市歴史文化基本構想に基づいた観光振興を拡充するとともに、文化財を活かしたまちづくりを進めること。とりわけ、福山道路建設予定地の、古墳や遺跡を活用したまちづくりを進めること。

### 《農林畜産振興について》

- 農業の大規模化や企業参入を促進するのではなく、所得補償など、小規模農家の実情に合わせた支援制度を充実させること。
- 都市農業を守るため、市街化区域の農地の固定資産税を抜本的に引き下げること。
- 食肉センターの民営化は行わないこと。
- BSE検査は、全頭検査を復活すること。
- 農作物に被害を与える有害鳥獣対策を、引き続き充実すること。
- 枯損木の処理や下刈り等の公共事業を創設し、里山整備を進めること。その際、離職を余儀なくされた人を積極的に正規職員として雇用すること。

### 《漁業の振興について》

- 豊かな漁場作りを進めるため、沿岸漁場の埋め立ては禁止すること。
- 漁業後継者の育成に力を尽くすこと。そのための振興ビジョンは関係者の意見を十二分に反映すること。
- 瀬戸内海の漁獲資源を復活させるため、芦田川河口堰を全面開放すること。

## 《環境行政について》

### 《地球温暖化対策》

- 木質バイオマス発電を促進すること。
- 再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を進めること。
- 温室効果ガスについて、最大の排出源である産業界の削減のため、公的削減協定など、実行ある施策を実施すること。とりわけ、大規模排出事業者である、JFESチール西日本製鉄所福山地区事業所に対し、温室効果ガス排出量データの開示とCO<sub>2</sub>削減目標の設定を求めること。
- 政府にたいし、温室効果の高い石炭火力発電と、原子力発電を「ベースロード（基幹）電源」と位置づけた「第5次エネルギー基本計画」を改め、「脱炭素」「脱原発」への道を進むよう要望すること。
- 山林・森林の整備のための予算を抜本的に増額し、樹木を増やすこと。
- 工場立地法地域準則条例の規制緩和を見直し、工場周辺に植栽されている樹木などの比率を、条例改定以前に戻すこと。

### 《ごみ減量化とリサイクルについて》

- ごみ問題を根本的に解決するためには、「大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイル」を改めること。
- 焼却は最小限に抑え、分別種類の拡大、さらなる排出抑制を進めるよう、市民参加をさらに促すこと。
- ごみ収集の有料化は、決して行わないこと。
- 一般家庭からの可燃ごみの広域処理計画を見直し、自区内処理の計画に見直すこと。
- 新浜し尿処理場跡地を地元要望の強い、災害避難施設とすること。
- 箕沖町における、ツネイシ・カムテックス株式会社の産業廃棄物処理施設において、放射能汚染された可能性のある廃棄物は、厳に受け入れないように、引き続き指導すること。

### 《大気汚染防止対策について》

- 福山市の降下ばいじんの測定について、「苦情者宅調査」を実施すること。
- 降下ばいじんの軽減策を抜本的に強化するために、固定発生源を有する事業所への指導を強化すること。
- 降下ばいじんの低減のための、市としての削減目標を設定すること。
- 福山市の光化学オキシダント多発の原因を究明し対策を講じること。
- P R T R法に基づく制度の厳格な運用に努める事。
- J F Eスチール西日本製鉄所福山地区事業所に対し、廃プラスチックの高炉還元剤使用の状況について、ダイオキシン類やその他の化学物質の発生状況を公表するよう求めること。

### 《生物多様性について》

- 福山市の野生生物を守るために、環境破壊をひきおこす大型開発は行わないこと。
- 日本在来種の生物を育成保存するため、外来生物の影響調査を行い、対策を明らかにすること。
- 渚や磯を保全し、瀬戸内海の埋め立ては、一切行わない事。

## 建設水道委員会

### まちづくり

- 1、(仮称)福山のまちづくり条例を制定し、住民主人公のまちづくりを貫くこと。
- 2、福山北産業団地造成や大型道路建設などにみられる大規模公共事業優先政策を改め、自然や歴史の重視、居心地の良さなど、人間の生活を優先した未来型のまちづくりを志向した、住民主人公のまちづくりを進めること。
- 3、再開発・都市基盤整備は、大手デベロッパー主導は取りやめ、計画の段階から公開と市民参加を重視し、住民の利益と地域・地場産業の発展に役立つまちづくりを進めること。

### 【駅前周辺整備と伏見町再開発】

- 1、福山駅前周辺整備は、お城の景観と福山の歴史を最大限生に生かした特色のある整備を行うこと。
- 2、駅前周辺緑地は市民交流、レクリエーション活動の場であり、都市環境の改善に資する緑地などであり、多様な役割を果たすスペースであることから、原則として建築物が建てられないオープンスペースとしての基本的性格を有しており、民間の事業者の収益確保に提供することは許されない。  
今後予定している、福山駅北口整備は、貴重な駅前空間を残すこと。  
JR西日本との土地交換は行わず、市民の意見や歴史・文化財の専門家の意見を十分に組みつくし、貴重な歴史遺産である福山城や石垣・景観を生かした空間とすること。
- 3、伏見町再開発は、大規模開発は行わず、個人や事業者の住宅再建支援や低層、低容積再開発で、地権者の個別の権利を守ること。
- 4、三之丸町の再開発は、高層ビルの建設とならないよう民間事業者とよく話し合い、協力をあおぎ、調和のとれた駅前整備を進めること。

### 【鞆のまちづくり】

県知事が鞆港埋め立て架橋計画の白紙撤回後のまちづくり案を提案しているが、住民不信を生んだこれまでの経緯を教訓とし、押し付けを廃し、十分に情報公開を行い、住民主人公のまちづくりを進めること。

- 1、自然景観・歴史的景観を守る(仮称)「鞆の浦景観保存条例」を早急に定めること。
- 2、まちづくりは計画の段階から、住民参加を保障し、防災を理由に、防潮堤の設置などの新たな大型公共事業の持ち込みは止めること。
- 3、重要伝統的建造物群の指定が行われたが、今後、範囲を拡大し、歴史的景観を十分に生かしたまちづくりを進めること。
- 4、歴史的建造物については、大改築もできるよう補助額を大幅にふやし、保存実績がさらに上がるよう改善すること。
- 5、早急に、港湾5点セットを国の重要文化財に申請すること。
- 6、江元一町内から焚場までの海浜付近の文化財の水中考古学調査を行い、歴史的価値を明らかにすること。
- 7、江之浦から焚場間の海浜を早急に重要文化財景観地区に指定すること。
- 8、港湾内への生ごみ投棄を止めさせ、清浄な水質を保つこと。
- 9、公共下水道の布設を急ぐとともに、個人浄化槽の設置補助を含め、鞆町の地理的条件に即した下水処理整備を急ぐこと。

## 【神辺のまちづくり】

- 1、かんなべ川南区画整理事業は、住民不在の都市再生政策を進めたために、50年にわたり、事業の進展は見られず、住民の中に分断と軋轢を持ち込んだ。このような、行政主導のまちづくりは抜本的に見直し、今後は、住民参加と住民意志の尊重を徹底すること。
- 2、かんなべ川南区画整理事業は白紙撤回し、必要な道路は用地買収方式で行うこと。
- 3、地区計画区域の道路建設は用地買収方式で行うこと。
- 4、農地を市街化調整区域に編入できるよう、都市計画を変更すること。

## 公共事業

公共事業政策で大事なことは、国民のいのち・安全、暮らしに必要な事業は何か、何を優先すべきかを見定めることである。南海トラフ地震が懸念される今、最優先しなければいけないのは、耐震化対策や老朽化対策など既存社会資本の維持管理・更新である。新規の高速道路建設の優先度は高くない。

公共事業政策は、財界・大手ゼネコンなどの国際競争力強化を軸にした産業政策や大型開発依存型の地方活性化策から、国民の命・安全、暮らしを守り、地域経済再生に役立つ方向へ根本的転換をはかる必要がある。

- 1、高速道路などの新規建設を抑制し、防災・老朽化に備えた維持・更新事業を優先すること。
- 「建設さきにあき」の大型道路建設計画を根本から見直すこと。
- 既存道路などの公共施設の、修繕・更新費用の試算、長寿命化計画を急いで策定し、老朽化対策を優先して実施すること。

2、いのち・安全を守るための身近な防災・減災対策事業を優先すること。

○ 防災・減災対策は、生活道路、上下水道、学校など、より住民に密着した事業を優先すること。

○ 河川・海岸堤防など耐震化・老朽化対策を優先してすすめること。

3、中小業者への公共事業発注を抜本的に拡充し、中小企業の保護・育成を図ること。

○市として公契約条例を制定すること。

○福山市の工事請負契約の厳格な実施、公共工事の施工にかかわる「監督員」や「工事検査員」が下請け単価の適正な履行や下請負契約の内容（支払方法）についても指導、監督をおこない、下請が不当な扱いをうけないようにすること。

○下請け代金の支払期日を定める義務、および遅延利息の支払い義務、下請け代金減額の禁止、返品禁止、買い叩きの禁止、購入強制の禁止、報復措置の禁止、割引困難な手形の交付の禁止など「下請け二法」にもとづく、下請け保護の強化を行うこと。

○福山市が、中小事業所の営業と地元経済を維持・繁栄させるため、公共事業に従事する労働者の適正な労働条件を確保すること。

○2013年4月から引き上げられた技能労働者の待遇改善と下請け業者の社会保険加入について、確実に実行されるよう、発注者として、直接把握すること。

5、入札制度の改善

○談合をなくし、公正、明朗な入札、契約制度実現に、鋭意努力すること。

○電算業務委託は随意契約から、一般競争入札へ転換すること。

○暴力団および、その関係者の公共事業への介入や不法行為を許さないこと。

○公共事業は、市内発注を基本とし、大規模な事業については、できうる限り分割発注をし、市内業者に仕事を回すこと。

○安易な随意契約は厳に戒めること。

○「一社入札」とならないよう広く周知し、透明性、公平性を確保し、総合評価方式の発注にあたっては、一部事業者への偏りや恣意的な発注とならないよう、厳正に審査すること。

○総合評価方式については、新規事業者の参入や育成に道を開き、公平公正なものとする。

○一事業者への年間発注総額や件数に制限枠を設け、公共事業への過度な依存を廃し、多くの事業者に仕事が行き届くよう配慮すること。



## 交通・道路問題

これまで住民の足となってきた鉄道・バスなどの路線廃止が相次ぎ、地域公共交通が衰退し、自家用車を利用できない高齢者等、「移動制約者」が増大している。

交通・移動の権利は、日本国憲法が保障した居住・移転の自由(第22条)、生存権(第25条)、幸福追求権(第13条)など関連する人権を集合した新しい人権である。国民が安心して豊かな生活と人生を享受するためには、交通・移動の権利を保障し行使することが欠かせない。

国に対し、地域公共交通への財源補助をさらに強めることを求め、福山市も交通・移動の権利を保障する格段の努力を行うこと。

1、過疎地域、交通弱者の交通手段を抜本的に強化すること。

○周辺部のバスの撤退が続いている。撤退地域については、バスに代わる大型タクシー等の運行を拡充するなど、地域交通を守る新しい方式を構築すること。

○交通弱者の生活を支えるため、支所や市役所、病院、ライフ拠点を結ぶコミュニティバス・タクシーの運行など、公の責任で、多様な交通手段を確保すること。

2、道路建設は、大型道路建設は取りやめ、生活道路整備の方向に抜本的に転換すること。

○住民が反対している福山道路、福山西環状線など自動車専用道や福山・沼隈道路建設計画は白紙撤回すること。

○渋滞解消のため既存道路の拡幅、右左折路線・橋の増設、立体交差など改良・改善をすすめること。

○道路の劣化による事故や自動車の損傷が後を絶たない。維持改修予算を抜本的に増やし、生活道路のいたみ、破損の補修、舗装を急ぐこと。

## 住宅問題

1、公営住宅は、法制度の改悪で、ごく限られた低所得者しか入居できないため、住民の共同活動も困難を抱えている。入居基準収入分位の抜本的引き上げを行い、中堅層も入居できるようにすること。良好なコミュニティを育成すること。

2、若い子育て世代用の公営住宅を大幅に増やすこと。

3、公営住宅の新規建設をすすめるとともに、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅にするなど多様な供給方式の活用で公営住宅を大幅に増やすこと。

4、単身者用、障害者・高齢者向けの公営住宅を抜本的に増やすこと。

5、市内中心部に、若者向け低家賃住宅の建設と家賃補助制度を創設すること。

6、リストラや派遣労働者の雇い止めにもない、住居を失う労働者や派遣社員について、住まい確保のため市営住宅の整備や住宅の借り上げなどの手立てをとること。

7、市民の住宅の耐震化や老朽化対策、バリアフリー化など、安全で快適な住宅をめざすリフォーム助成制度を抜本的に拡充すること。

8、市営住宅の改修予算を抜本的に増やし、供給戸数を増やすこと。

9、生活保護世帯の保証人については、免除すること。

10、マンションの老朽化と、居住者の高齢化が問題になっている。分譲マンションの維持・管理に対する公的な支援を創設し、安全、快適で、長持ちするマンションをめざすとりくみを支援すること。

## 下水道事業

1、下水道使用料金を引き下げること。

2、下水道利用料金の減免制度を復活すること。その際、市民税非課税世帯、公的施設や保育所、老人世帯、母子家庭世帯なども対象とした制度の拡充をはかること。

4、特に、市街化調整区域などへの農業集落排水事業・個別の合併浄化槽整備など、住民が選択できるような情報を公開し、住民参加で水浄化、排水システムづくりをすすめること。維持管理費・検査費などの負担を軽減すること。

5、公共下水道国庫補助率、補助対象を拡大し、低利長期の政府資金導入など国へ働きかけること。

## 水道事業

国は、水道事業の民営化を進めようとしている。国民の命と主権にも関わる水道事業の民営化や外国資本への売渡しは現に行わないよう、国に求めること。

広島県が水道事業の広域連携について協議会を立ち上げ、検討を進めようとしている。広域連携については、経済効果を優先するのではなく、地方公共団体の責務である「安全・安心な水を安定供給する」責務を最優先し、メリット、デメリットを明らかにすること。拙速な広域連携を行わないこと。

今後、水道事業の直営を貫き、厳に、民営化は行わないこと。

- 1、水道料金は低料金に抑え、生活保護世帯への減免制度を復活し、低所得世帯への減免制度を創設すること。
- 2、公的施設や保育所、老人世帯、母子家庭世帯なども対象とした減免制度を創設すること。
- 3、水道料金滞納世帯への給水停止はおこなわないこと。
- 4、大企業への工水の価格を引き上げ、八田原ダム建設にともなう上下水道会計の維持管理費や減価償却費の負担を軽くすること。また、第六期拡張計画の見直し、国庫補助の増額を国に要求すること。
- 5、八田原ダムの操作マニュアルを改善し、たん水に余裕をもたせ、渇水時の水の供給を安定化させること。
- 6、市内の川に清流を取り戻すよう、水量を増やすこと。
- 7、共同住宅および二世帯住宅などの水道料金割引制度の周知徹底を図ること。
- 8、河口堰の開放に必要な条件整備を進めること。

## 災害対策

大震災時代の到来と言われる今日、災害に強い国土作り、まちづくりを最優先に進めること。

- 1、南海トラフ地震を想定した津波浸水被害対策を抜本的に強化すること。
- 災害救助艇の配備を抜本的に強化すること。
- 電柱などに、予測浸水レベルのテープを巻くなど、海拔表示を抜本的に増やし、日常的に危険度が認識できる手立てを強化すること。
- 浸水予測と地域内人口にふさわしい避難場所を設置すること。海拔ゼロメートルや低い地域が広がる平野部に、多くの市民が生活している。高台やビル等の適切な避難場所がない地域については、新たな方法を模索し、最新の津波避難艇などについても研究し、人命最優先の対策を講じること。
- 津波・浸水予測情報を町別に市民に知らせ、住民とともに、安全な避難経路の確保、避難訓練を行うこと。
- 震度7の直下型地震に耐えられるよう学校や市営住宅・病院など全ての公共施設、水道・ガス管など、安全性の面からの総点検を直ちに実施し、耐震補強を急ぐこと。
- 個人住宅耐震化補助制度の周知徹底を図り、福山市の助成額と適用件数を引き上げ、活用しやすいものとする。
- 大規模災害に即応できる全庁的な危機管理防災体制と人員を強化すること。
- 2、急傾斜地（崩壊危険箇所）解消策を抜本的に強めること。そのために、国及び県に予算の増額を強く求めること。
- 3、小規模崩壊地復旧事業について、市としての助成制度を創設し、速やかに復旧事業を進めること。
- 4、電力、水道、ガス、通信等ライフラインの地下共同溝化を検討し、早急に対策を取ること。
- 5、大雨対策を強化すること。
- 市内水路の越流地点の総点検を行い、水路の改修、護岸、路肩の改修やかさ上げを早急に行うこと。
- 水路のヘドロ、河川の堆積土砂の除去を定期的に行うこと。
- 古くなっている農業用井堰や排水ポンプの改修・新設を進めること。
- 松永羽原川の排水対策を抜本的にすすめること。松永町上之町の危険地域の防災対策を急ぐこと。
- 手城川（二級河川、県管理）の流域治水対策事業の進行を急ぐこと。
- 曙町の排水ポンプの新設について検討・設置すること。
- 水田の減少で、地域の雨水貯留能力が低下している。事業所や個人の止水版設置と雨水貯留槽設置費補助制度を創設すること。

- 6、災害被災者への支援助成制度を拡充すること。
- 7月豪雨災害について、被災者救援策を拡充すること。
- ・全市民アンケート調査を行い、災害対策の改善に生かすこと。
  - ・全避難所の調査を行い、バリアフリー化を行うこと。
  - ・し尿収集の汲み取り費補助は、償還払いではなく、福山市が直接業者に手数料を支払うこと。
  - ・非常時持ち出しセット保有向上のため、市独自の補助制度を創設すること。
  - ・災害見舞金を増額し、床下浸水にも支給対象を広げること。
- 被災者生活再建支援は、水害、土砂災害、地震災害などすべての自然災害を対象にしたものに拡充すること。
- 床下浸水、フロア浸水についても、支援の対象とし、助成額を増額すること。
- 単身世帯や高齢者世帯の、床下の掃除などを援助すること。
- 住宅再建支援制度の具体化を進めること。
- 吉野川、井溝川水域など、新たな排水機や排水路の整備を行うため、河川改修計画を早急に策定すること。
- 市として移動式排水ポンプ車を購入し、浸水を防ぐための機動的な体制を整備すること。
- 排水ポンプの冷却水補給など、ポンプの整備維持管理を定期的に行うこと。
- 砂防ダムの堆積土砂を定期的に撤去するための「除石計画」を策定し、実行するよう広島県に強く要望すること。
- 土砂災害特別警戒区域の解除を安易に行わないよう県に求めること。
- 災害復旧事業や小規模崩壊地復旧事業にも該当しない、民有地の山や墓苑墓地の土砂崩れの復旧支援制度を創設すること。
- 国の災害復旧事業が対象とならない農地・農業用施設に対し、復旧のための市の補助制度を創設すること。
- がけ地近接危険住宅移転事業と、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業の周知徹底を行い、申請件数を増やすこと。
- 民有地のブロック塀の撤去費補助制度を創設すること。

### 安心安全のまちづくり

- 二度と踏切死亡事故が起きないように、JR西日本に対し、市内の第四種踏切への警報機、遮断機の設置を強く求めること。
- 芦田川への児童転落死亡事故等、不幸な水難事故が起きている。国土交通省と連携し、転落防止対策を抜本的に強化すること。
- 水路・ため池転落死亡事故防止のため、水路の蓋かけ、ガードレール、ガードパイプの設置など安全対策を抜本的に強化すること。特に周辺部の対策予算を増やすこと。
- 高齢化社会が進行する中、市街化調整区域や農道、ため池の危険箇所を把握し、転落防止柵を設置するなど、安全対策をきめ細かに行うこと。
- 幅の狭い歩道の拡幅、段差の解消、歩道の中の歩行障害になっている電柱は移動させること。
- 防犯灯を大幅に増やすために、設置費や更新補助制度をつくること。市の直接設置を行うこと。
- 松浜町一丁目、入船町二丁目、住吉町、南町などの風俗営業などの「客引き」「声かけ」「駐車違反」などが周辺の住民の生活環境を壊している。これらへの対策強化を関係機関と連携して、引き続き強めること。住民の苦情や情報を受けつける窓口を設置すること。